

5月は「徴収強化月間」です

八街市では、5月・11月・12月の3カ月間を「市税等徴収強化月間」と定め、市税および国民健康保険税の収納率の向上を目指して、臨戸訪問や街頭における啓発活動などを行います。

5月中の主な活動

- 集中滞納整理・臨戸訪問・電話催告の実施
- 多重債務者を対象とした弁護士無料相談(毎月)

滞納した場合の対応

市では、調査を行い、経済的に余裕、また、財産があると認められるにもかかわらず市税などを滞納した場合には、法律の定めにより、次のような処分を実施しております。

- ① 給与などの照会・差し押さえ
- ② 預貯金の調査、差し押さえ
- ③ 動産・不動産の調査、差し押さえ
- ④ 搜索(※1)・公売など
- ⑤ 国民健康保険税滞納者への対応

⑤の対応として、①～④に加え、国民健康保険税を滞納した場合は、通常よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者証に代えて**被保険者資格証明書**(※2)の交付が行われます。

※1 税の滞納処分を行うため財産調査の一環として、国税徴収法により税務職員(徴税吏員)に認められた権限で

日曜開庁日

毎月月末の日曜日(12月は変更する場合があります)
午前8時30分～午後5時

夜間窓口開設日
毎週火曜日
(祝日、年末年始を除く)
午後5時15分～8時

弁護士による多重債務者相談・債務整理相談(無料)を実施

市では、消費者金融ローンやクレジットカードなどの返済が重く、税金の納付が思うようにできない方、借金が大きいため個人再生・任意整理、自己破産などを検討中の方で市税などを滞納している方を対象に、弁護士による無料相談を実施しています。

※弁護士に債務整理を依頼する場合は、個人負担が発生します。

相談はお早めに

納期限までに市税や国民健康保険税を納めることができない場合には、早めに納税課にご相談ください。

また、仕事などで平日の業務時間内に納税相談や納付に來られない方は、日曜開庁や夜間窓口を開設していますのご利用ください。

納税課
443-1115

あり、滞納者の自宅などに直接出向き令状がなくても搜索することが認められているほか、税務職員が滞納処分上必要と認められれば、いつでも行うことができます。

※2 被保険者資格証明書で医療行為を受けた場合、医療費は一時的に全額(10割)負担となります。ただし、受診後、保険給付(7割)を受けられる場合は、国保年金課への申請が必要となります。

差し押さえ件数と換価の状況は、左表のとおりです。

《差押件数》

単位：件

年度対象	27年度	28年度	29年度(3月末)
給与	127	178	157
預貯金	151	341	434
生命保険	54	68	80
不動産	25	39	83
動産	6	10	3
その他	21	25	32
合計	384	661	789

《換価の状況》

単位：千円

年度対象	27年度	28年度	29年度(3月末)
給与	26,370	45,004	67,119
預貯金	10,239	36,147	33,407
生命保険	8,434	18,945	22,263
不動産	1,135	36,521	18,130
動産	58	2	20
その他	3,485	5,801	9,244
合計	49,721	142,420	150,183

高齢者虐待を防ぐために

高齢になると、できないことが増えたり、認知症になり周囲の人からは理解できないような行動をとることもありますが、高齢者虐待防止法で、高齢者虐待を次のように定義づけています。

高齢者虐待にあたる行為

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- 経済的虐待
- 本人の財産などを意に反して消費するなど
- 高齢者虐待を発見した場合、地域包括支援センターには、地域包括支援センター

また、南部地域包括支援センターまでご連絡ください。(通報者の秘密は守ります)

介護している方へ

高齢者の介護は、毎日のことと先が見えず、介護している方の負担が続くこととされています。介護保険サービスなどを利用しながら、健康を損なわないように生活していきましょう。

たたく、つねるなど

○介護・世話の放棄

空腹・脱水のままにするなど

○心理的虐待

無視する、子ども扱いするなど

○性的虐待

懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

○経済的虐待

本人の財産などを意に反して消費するなど

高齢者虐待かと思ったら

高齢者虐待を発見した場合、地域包括支援センターには、地域包括支援センター

知っていますか? 地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です。こんな時にご相談ください。

- ・入院したが、この先どうしたらよいか心配
- ・退院後に、トイレや入浴に困りそう
- ・介護サービスの利用方法を知りたい
- ・介護を受けられずに困っている高齢者がいる など

地域包括支援センターは、

2カ所あり、お住まいの地区によって相談窓口が異なります。

相談窓口・お問い合わせ先

八街中・八街北中学校区
地域包括支援センター
☎443-1207

八街中央・八街南中学校区
南部地域包括支援センター
☎308-3426

SOSステッカーに登録しましょう

認知症になると、一物事を忘れてたり日時や場所などが分からなくなったりする症状が現れます。

SOSステッカー
SOSステッカー(登録番号入り)を靴に貼ることで、外出時の安全や地域の見守り、行方不明時の早期発見に役立ちます。

市内在住で認知症や知的・精神的な原因などで行方不明となるおそれのある方

利用方法

事前に登録する必要があります。登録する人の上半身と全身写真の2枚を添えて、地域包括支援センターにお申し込みください。

番号入りのSOSステッカーを10枚までお渡しします。登録した方の普段履く靴の一部分に貼ってください。

行方不明が発生した時

すぐに佐倉警察署に搜索の届け出をしてください。その時に、SOSステッカーの事前登録をしていることも伝えてください。

行方不明者が保護された時には、事前登録されている緊急連絡先に連絡がはいります。

地域包括支援センター
☎443-1207



八街市
0000

SOSステッカー(登録番号入り)を靴に貼ることで、外出時の安全や地域の見守り、行方不明時の早期発見に役立ちます。

市内在住で認知症や知的・精神的な原因などで行方不明となるおそれのある方

事前に登録する必要があります。登録する人の上半身と全身写真の2枚を添えて、地域包括支援センターにお申し込みください。

番号入りのSOSステッカーを10枚までお渡しします。登録した方の普段履く靴の一部分に貼ってください。

行方不明が発生した時

すぐに佐倉警察署に搜索の届け出をしてください。その時に、SOSステッカーの事前登録をしていることも伝えてください。

行方不明者が保護された時には、事前登録されている緊急連絡先に連絡がはいります。

地域包括支援センター
☎443-1207